

事 務 連 絡

平成 22 年 11 月 12 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

専務理事 大 森 伸 男

**トリロスタンを有効成分とする経口剤の  
指定医薬品及び要指示医薬品への追加について**

このことについて、平成 22 年 11 月 2 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班長から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、トリロスタンを有効成分とする経口剤の承認に伴い、当該製剤を指定医薬品及び要指示医薬品として指定し、別表第 1 及び別表第 3 に追加することとする内容として、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成 22 年農林水産省令第 56 号）を平成 22 年 11 月 2 日に公布、同日施行したというものです。

本件のお問い合わせ先

事業担当：長野

TEL 03-3475-1601



事務連絡  
平成22年11月2日

社団法人 日本獣医師会 御中

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課  
薬事審査管理班長

### 動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第36条の4第1項及び第49条第1項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成22年農林水産省令第56号）が別添のとおり平成22年11月2日付けをもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりであるので、参考としてください。

#### 記

#### 1. 改正の内容

##### 指定医薬品及び要指示医薬品の追加

今般、トリロスタンを有効成分とする経口剤が承認されることに伴い、当該製剤を指定医薬品及び要指示医薬品として指定することとし、別表第1及び別表第3に追加する。

#### 2. 施行期日

平成22年11月2日

○農林水産省令第五十六号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六条の四第一項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月二日

農林水産大臣 鹿野 道彦

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

第六十三条中「第五号の十七」を「第五号の十八」に改める。

第七十五条第一項中「まで」を削る。

別表第一第四号中(49)を(50)とし、(28)から(48)までを一ずつ繰り下げ、(27)の次に次のように加える。

(28) トリロスタン

別表第三中第九号を第十号とし、第六十六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第六十五号の次

に次の一号を加える。

六十六 トリロスタン

附 則

この省令は、公布の日から施行する。